

兵高教組

調査情報

2014年2月19日 43号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

臨時的任用職員の「空白の一日」問題

県教委は、厚労省の通知に従い、年金掛金と健康保険料を支払え

「空白の一日」問題とは、常勤講師の採用にあたって3月31日か4月1日のいずれかを空白にして、雇用している問題です。そのために3月分の年金と健康保険料が自己負担となったり、住居手当と扶養手当が不支給となる不利益が生じています。この問題について、「一日若しくは数日の空白期間」があっても、被保険者資格は「継続する」という通知が、厚生労働省から日本年金機構へ（2014年1月17日付）、さらに総務省から各都道府県人事担当課へ（2014年1月29日付）出されています。そこで高教組は、臨時教職員の賃金・待遇等について不利益が生じないように、県教委と三宮年金事務所に下記の要請をしました。

県教委と三宮年金事務所に要請

■三宮年金事務所の回答■

2月5日に高教組は、三宮事務所に要請書を提出しました。そのときの回答です。

○近畿管内年金事務所で話題になっています。

内容については十分承知しております。

○県教委に対しては、「今年はどういう扱いをされますか？」と問い合わせることは考えています。

○従来のやり方では、違法になります。

※年金事務所の見解は、「雇用の継続」とみなして、県教委が、年金と健康保険料を負担して、年金も継続するべきだということです。

■高教組の要請■

《県教委に対して》

1. 「一日若しくは数日の空白期間」があっても、年金及び健康保険を継続すること
2. 年休の繰り越しや夏期一時金の算定に関する不利益などについても改善すること
3. 再任用する場合、一日若しくは数日の間を空けずに任用すること

《三宮年金事務所に対して》

1. 年金及び健康保険の被保険者資格の取扱いについて、兵庫県教育委員会に対する適切な周知・指導等を行っていただくこと

■厚生労働省からの通知■（2014年1月17日）

「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」（日本年金機構宛）

雇用契約又は任用終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用期間が中断することなく存続していると、判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要があります。…適用事業所等に対する適切な周知・指導等にご配慮いただきますよう…

■総務省からの通知■（2014年1月29日）

「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格の取扱いについて」（都道府県人事担当課宛）

厚生労働省から「厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格に係る雇用契約又は任用が数日空けて再度行われる場合の取扱いについて」（平成26年1月17日）が、日本年金機構事業管理部門担当理事あてに別添のとおり通知されましたので、その取扱いに遺漏のないようよろしくお願いいたします。

臨時教職員のみなさんへ

高教組は臨時教職員の不利益を解消し生活と権利を守る取り組みを行います
あなたもぜひ高教組へ